

特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針

平成19年3月30日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくものとする。特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。」「このような基本理念に基づき、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べるために、民間事業者、学識経験者等第三者からなる評価委員会を平成15年7月、構造改革特別区域推進本部に設置した。」とされている。

評価委員会は、この基本方針に基づき、規制所管省庁が行った調査の結果に加え、特区の現地視察を含む独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を行い、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見」（平成18年度下半期分）をとりまとめ、1月16日に本部長に提出した。

本部は、評価委員会の意見を踏まえ、特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価

規制の特例措置の評価の結果は以下のとおりである。

ア) 地域を限定することなく全国において実施

構造改革特区において講じられた規制の特例措置のうち、別表1に掲げられた規制の特例措置については、「弊害が生じないと認められる場合」（基本方針2.(2))ア) a)に該当するため、地域を限定することなく全国において実施する。実施時期、全国展開の実施内容は別表1のとおりである。

イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用

構造改革特区において講じられた規制の特例措置のうち、別表2に掲げられた規制の特例措置については、「弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合」（基本方針2.(2))イ))に該当するため、引き続き当該地域特性を有する地域に限定

して適用する。

2．今後の対応方針

ア) 全国展開することとなった規制の特例措置

別表 1 に掲げられた規制の特例措置については、基本方針の別表 1 から削除するとともに、別表 1 に示された実施時期、全国展開の実施内容を基本方針の別表 2 として追加する。

規制所管省庁は、基本方針の別表 2 に追加した規制の特例措置を定める法律、政省令（告示を含む。）訓令又は通達（以下「法令等」という。）の改正等を行う。その改正等案を作成するに当たっては規制所管省庁は、基本方針の別表 2 に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針の別表 2 に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等、実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

イ) 是正することとなった規制の特例措置

別表 2 に掲げられた規制の特例措置のうち要件、手続等の見直しが必要とされたものについては、基本方針の別表 1 を改定し、規制所管省庁は必要な法令等を改正する。

規制所管省庁は、改定された基本方針の別表 1 に掲げられた規制の特例措置を定める法令等の改正案を作成するに当たっては、基本方針の別表 1 に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

3．今後の評価の進め方

に掲げる規制の特例措置については、平成 19 年度下半期に、全国展開に関する評価を再度行うこととする。に掲げる規制の特例措置については、事業が開始された時点で評価を再度行うこととする。ただし、現在検討している構造改革特別区域法附則第 2 条に基づく特区制度の見直しの結果を踏まえ、評価委員会が及びに掲げる規制の特例措置について別途評価時期を決定した場合には、その時期に評価を再度行うこととする。に掲げる規制の特例措置については、規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うこととする。に掲げる規制の特例措置については、全国展開に関する評価の時期に、今回の評価

で示された視点を含めて評価を行うこととする。 から のいずれについても、当該評価の時期に評価が適確に行われるよう規制所管省庁は調査に当たって、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。

これらについての評価委員会の今後の評価の進め方については別表3のとおりとする。

平成19年度下半期の評価対象

- 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業
- 816 学校設置会社による学校設置事業
- 826 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業
- 830 市町村教育委員会による特別免許状授与事業

事業が開始された時点で評価を行うもの

- 1123 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

規制の特例措置に関連する規制について、本特例措置の全国展開に関する評価の時期に併せて評価を行うもの

- 910 病院等開設会社による病院等開設事業

全国展開に関する評価の時期に、今回の評価で示された視点を含めて評価を行うもの

- 933 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業

別表1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
833	校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業	教育上の特段のニーズに対応した教育を行う専修学校等を設置するにあたり、所轄庁である都道府県知事が認める場合に、校地・校舎の自己所有を求めないものとする。	全部	安定性・継続性確保等に関する一部地方公共団体の懸念について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行うこと。なお、安定性・継続性確保等に関し、特段の対応をする場合には、予め評価委員会に報告すること。	通知	平成19年度中に措置	文部科学省
913	保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業	他施設の統廃合等を要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を行うことを可能とする。	全部	認定こども園制度により全国展開を図ることとし、規制所管省庁は、本特例措置の内容が認定こども園制度によって実現できることについて周知・徹底を図ること。 なお、現在本特例措置の活用をしている地域について、規制所管省庁は、各施設が認定こども園へ円滑に移行できるよう制度の周知等を図るとともに、認定こども園に移行するまでの間本特例措置で実施している取組を引き続き行うことができるよう措置すること。	通知	平成18年度中に措置	厚生労働省

別表2 引き続き特区における検証を行う特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	所管省庁
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	複数人による有害鳥獣捕獲に従事する場合において、その従事者の中に狩猟免許を有しない者が従事することを認める。	<p>規制所管省庁の調査結果によれば、一部の地域を除き、運用の開始に至らないのは、地域との合意形成が難しく、狩猟者団体の協力を得て安全管理体制を構築することが困難であること、既存の有害鳥獣捕獲体制で対応ができていないため、敢えて特区を導入する必要性が乏しいこと、狩猟免許がなくても捕獲できるような安易な考えによって、狩猟免許を取得しようとする者が減少し、鳥獣の適切な保護管理を行う上で不可欠な狩猟免許制度の崩壊につながる懸念があることなどの理由によることであった。また、運用を開始している自治体からも、特区を運用するための研修や安全監督、地域との合意形成などに多大な労力を要するとの指摘もあることであった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、将来的には本特例措置を廃止することも視野に入れながら、運用の開始に至っていない地域においては、地域における合意形成や関係者の連携協力による実施体制の整備に努めるよう促すこと、運用を開始している地域においては、従事者に対して安全面等に関する知識の習得及び捕獲技術の向上のための取組を引き続き行うよう求めること、新たに特区認定を受けようとする地域については、円滑かつ確実な実施を担保するための予防措置として、関係自治体及び地域住民等の関係者間の合意が形成されていること、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られていることを特例措置の要件として新たに追加することによって、引き続き特区における検証を行うこと。</p> <p>なお、規制所管省庁は、別途評価委員会が適当と認める時期に、その結果及び、本特例措置を代替するものとして平成19年4月16日に全国展開をする予定の「1307網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業」の運用状況について、評価委員会に報告することとし、この報告を踏まえ、廃止することも含めた本特例措置の在り方に関する評価を行うものとする。</p>	環境省

別表3 評価委員会の今後の評価の進め方

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。	<p>規制所管省庁によると、本特例措置は、過去3年間適正に外国人に対する研修を実施している機関に限って受入れ人数枠の拡大を認めているにもかかわらず、特区以外の地域と同様の不適正事例が発生しているとのことであった。また、現在、研修・技能実習制度の見直しについて平成18年度中に結論を得るべく検討を行っているところであり、特例措置の適正な運用の確保に努めるとともに、制度全体の見直しを行っていききたいとのことであった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、地方公共団体等関係機関に対し制度の周知・徹底を図るとともに、地方公共団体による受入れ機関並びに地方入国管理官署等関係機関との連絡・連携体制の構築や受入れ機関の運用状況の確認の実施等について明確化を図るなどの取組を行うこと。</p> <p>これらの点を踏まえ、平成19年度下半期に評価を行う。</p> <p>なお、外国人研修・技能実習制度の見直し並びに運用の適正化について、見直しの方向が明らかになった段階で報告を行うこと。</p>	平成19年度下半期	法務省
816	学校設置会社による学校設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。	<p>規制所管省庁によれば、学校経営面、教育研究面、認定地方公共団体の責務等、「本特例の実施状況に関しては、多くの問題点や課題が把握された」とのことである。しかし、特例措置としての弊害の有無の検証については、「ほとんどの学校では未だ卒業生を出していないこと、各学校の事後評価の状況では、現在の教育研究活動について適切に分析する材料を欠いていること、今後より多様な学校設置会社が参入した場合の動向などを慎重に分析する必要があること、各認定地方公共団体からの見解でも「引き続き検証が必要」とするものが多数を占めていることなどにより、「現段階においては、学校種を問わず、必要な情報が十分得られていないと判断する」とのことであった。</p> <p>本特例措置の評価にあたっては、まずは各課題が主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否か等について、学校種の相違(大学、高等学校、中学校、小学校など学校の種類の違い)も含め、論点を整理した上で必要な検討を行うことが重要である。</p> <p>上記の点を踏まえ、本特例措置については、各事業者や認定地方公共団体において特区計画が適正に実施されていく必要がある。また、規制所管省庁においては、事業が適正に実施されるよう、関係者と連携協力しつつ取り組むとともに、株式会社により学校が設置される場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する評価の論点等について、特例措置の実施状況を踏まえつつ検討を行うこと。その上で、平成19年度下半期に評価を行うこと。</p>	平成19年度下半期	文部科学省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
826	高等学校全日 課程において不 登校状態にある 生徒に対するIT 等の活用による 学習機会拡大事 業	地方公共団体が、教育上特に配慮が必要と認められた場合、高等学校等の全日課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用して、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができる。	規制所管省庁によれば、唯一の利用実績の1校が昨年4月に開校したばかりであることから、現時点では弊害の有無を実証するに足る十分な実績が得られていないとのことであった。 また、専門部会においても、不登校児童生徒に対するIT等の活用については、義務教育段階においてはすでに全国展開されており、高等学校全日課程についても基本的な方向としては全国展開に向かうことが適当であると考えられるものの、未だ効果や弊害の判断には早すぎるとの主張もやむを得ないとの意見であった。 このため、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成19年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成19年度下半期	文部科学省
830	市町村教育委員 会による特別免 許状授与事業	市町村教育委員会が、地域の特性を生かした教育を実施するなど教育上特段のニーズがあると認める場合は、その市町村でのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。	規制所管省庁によれば、今回の調査において、免許教科と関連のない教科についての教授といった事例等が見られたため、免許授与と事務だけでなく免許管理事務についても円滑に行われ、また教員の職務の質・教育内容も悪化させないことを担保できる手段の有無を検討し、全国展開するか否かの結論を出す必要があるとのことであった。 このため、規制所管省庁は、免許状の授与・管理事務の適切な実施についてわかりやすく示すなどの取組を行うこと。 また、上記の点を踏まえ、平成19年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成19年度下半期	文部科学省
1123	研究開発用海水 温度差発電設備 の法定検査手続 不要化事業	一定の要件を満たす研究開発用海水温度差発電設備の発電実験について、工事計画の届出及び使用前安全管理検査、定期安全管理検査、溶接安全管理検査を、研究開発の実施期間に限り不要とする。	規制所管省庁によれば、発電設備の運転が未だ開始されていないため、弊害の発生の有無を判断する段階にないとのことである。実施主体によれば、平成19年6月頃までに、発電設備の設置を行う予定とのことである。これに対して、本特例措置は、過去2回の評価においても、発電設備の運転開始時期の延期により判断留保とされてきた経緯があり、特区計画が円滑かつ確実に実施されるよう、求めていくべきとの意見があった。 発電設備の運転が開始された時点で、再度全国展開に関する評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。また、全国展開に当たっては、他の温度差発電についても同様に規制緩和できないか、検討を行うこと。 なお、1142研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業について本特例措置に先行して発電設備の運転が開始された場合には、両特例措置について同時に全国展開に関する評価を行うこと。	発電設備の運転が開始された時点で評価	経済産業省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
910	病院等開設会社による病院等開設事業	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認める。	株式会社による医業経営の解禁についての規制改革全体の動向を見つつ、今後、全国展開に関する評価の時期に、評価を行うこととする。	全国展開に関する評価の時期に併せて評価	厚生労働省
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合に、準耐火建築物とすることを可能とする。	<p>総務省行政評価局の調査によると、本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由としては、入所者の安全性や建築等のコストによるが、今後特区認定の申請を検討しているところもある、とのことであった。</p> <p>委員からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用は、施設の木材利用による利用者への効果(利用者やすらぎを提供する、あるいは木材は衝動吸収能力が高く、利用者の転倒時のけがの発生を減少させるなど)があることに加え、木材産業の活性化も図られることから、本特例措置に限らず他の施設についても木材利用が進むよう取り組むのが望ましい ・その際、本特例措置のように安全面の確保については、スプリンクラー等のハード面だけに頼るのではなく、ハード面を緩和する一方で避難訓練の実施や消防署との連携といったソフト面での対応の充実を図り、ソフト面・ハード面をあわせて総合的に対応するという考えが重要であるとの意見があった。 <p>本特例措置については、今後活用も見込まれることから、全国展開に関する評価の時期に評価を行うこととする。</p>	全国展開に関する評価の時期に評価	厚生労働省